

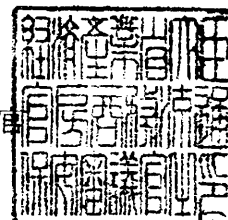
経済産業省

20140821商局第1号

平成26年度LPガス消費者保安月間実施要綱を次のように定める。

平成26年9月4日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



平成26年度LPガス消費者保安月間実施要綱

1. 趣旨

経済産業省は、LPガス消費者の安全の一層の確保及び重大事故を撲滅する観点から、本年3月にLPガス販売事業者等に対する「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」を策定し、LPガス販売事業者等に対し、事業遂行の前提である法令遵守の徹底、一般消費者に対する周知等による保安意識の向上、長期使用製品安全点検制度への協力など事故防止対策等を要請するとともに、CO中毒事故防止のためパンフレットを活用した業務用厨房に対する注意喚起、CO警報器・業務用換気警報器や安全装置付きの燃焼器具等の使用の促進を実施することを求めている。

このようなLPガス消費者保安対策をより効果的・効率的に実施するため、また、本年の事故発生状況にも鑑み、本年度もLPガスの需要が増加し始める10月を「LPガス消費者保安月間」とし、本省、各産業保安監督部等、各都道府県、高圧ガス保安協会及びLPガス関係団体が一体となって、LPガス販売事業者等に対する更なる注意喚起及び消費者等を対象にした各種の保安啓発活動等を集中的かつ重点的に実施することとする。

2. 実施時期

平成26年10月1日から平成26年10月31日まで

3. 実施重点項目

本年度は以下の点について重点的に実施する。

- (1) 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止及び燃焼器具の適切な使用方法に重点をおいた周知の徹底を図る。

- (2) 一般消費者等に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法を周知する。
- (3) 高齢者及び一人暮らしの消費者に対してLPガス設備を安全に使用するための保安啓発を行う。

4. 実施事項

- (1) 経済産業省は、関係団体と協力し、保安活動に貢献したLPガス販売事業者等を対象に表彰式を実施する。
 - ① 開催日及び会場：平成26年10月23日（木） 如水会館
 - ② 参加人数：約250名を予定
- (2) 経済産業省は、LPガス安全委員会（LPガス関係団体等が参加した消費者保安対策の実施団体）に対して、以下の事業の実施を通じた保安啓発活動の協力を要請する。
 - ① 業務用LPガス保安ガイドの印刷・配布
 - ② 家庭用LPガス保安ガイドの印刷・配布
 - ③ 地震時対応LPガス保安ガイドの印刷・配布及び雑誌等における保安啓発
 - ④ 古いガス器具をお使いの方へ紹介リーフレットの印刷・配布
 - ⑤ 安全なLPガス器具の紹介コンテンツ等の作成
 - ⑥ 一般雑誌における保安啓発
 - ⑦ ポスターの作成・配布
 - ⑧ 安全委員会ホームページを通じた情報提供
- (3) 経済産業省は、各都道府県、高圧ガス保安協会及びLPガス関係団体に対して、消費者保安意識の高揚を図るため、各地域においてイベント及びキャンペーン活動等を積極的に実施するとともに相互に協力を行うよう要請する。
- (4) 経済産業省は、LPガス販売事業者等に対して、本保安月間において、消費者との接触の機会を設け、安全装置付き器具への交換促進、長期使用製品安全点検制度への理解促進及び集中監視システムの普及促進等に努めること、また、LPガス販売事業者が行う保安業務の内容、消費者が行うLPガス設備の維持管理項目及び方法に関する周知を行うことを目的とした各種保安活動を実施するよう、LPガス関係団体を通じ協力を要請するほか、各産業保安監督部を通じて、各種保安活動を実施するよう要請する。

なお、経済産業省は、消費者に係る事故を未然に防止する観点から、ラジオ及び電車内広告を始めとする各種広報媒体を通じ保安啓発活動等を実施する。

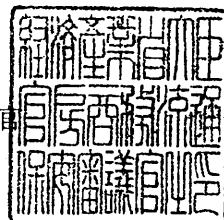
経済産業省

20140825商局第2号

平成26年度高圧ガス保安活動促進週間実施要領を次のように定める。

平成26年9月8日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



平成26年度高圧ガス保安活動促進週間実施要領

1 現 状

(1) 高圧ガス保安法関係

平成25年における高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）関係の事故（喪失・盗難を除く。以下同じ。）件数は350件（前年426件）となり、前年比で約2割減少した。事故に伴う人的被害（死傷者）については39名（同89名）と依然として高い水準にある。このうち、A級の事故が0件（前年1件）、B級の事故が41件（同56件）発生している。

事故の発生場所別の内訳を見ると、製造事業所における事故が257件（前年301件）、移動中の事故が39件（同29件）、消費先における事故が45件（同83件）、その他事故が9件（同13件）となっており、前年に比べて特に製造事業所及び消費先における事故が減少した。

製造事業所における事故（257件）の業種別内訳を見ると、近年事故件数が増加している冷凍事業所（118件）及び一般事業所（78件）が全体の約8割を占めている。

移動中の事故別の内訳を見ると、交通事故によるものが16件、設備の維持管理の不良によるものが13件であり、これらで全体の約7割を占めている。

消費先の事故別の内訳を見ると、LPガス又はアセチレンガスによる災害が全体の約7割を占めている。

発生原因の事故件数を見ると、事故総数350件中、その5割（175件）が設備の設計、製作不良、維持管理不良等の設備上（ハード）の要因によるものである。一方、死傷者数を見ると、設備の維持管理不良（8名）、組

織体制の不良（2名）、ヒューマンファクター（20名）の要因によるものが計30名と、約8割を占めている。また、近年増加傾向にある容器の喪失・盗難については、平成25年は422件（前年528件）と減少した。

なお、平成26年5月に取りまとめられた「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書」を踏まえて、定期的に重大事故等に関する情報交換・発信や災害防止に向けた政策動向の共有を行うこと、3省所管の各法令の履行・活用を含め事業者の災害防止に向けた取組を連携して促すこと、重大事故発生時に原因調査や再発防止策の推進において連携して対応することなど、3省が一体となって石油コンビナート等における災害防止に向けた取組を進めることを目的とし、石油コンビナート等災害防止3省連絡会議を設置した。

（2）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

平成25年における液化石油ガス事故（以下「LPガス事故」という。）件数は206件と4年ぶりに減少した。また、死傷者数は、昭和42年以降で最も少ない55人であったものの、依然として事故件数は高い水準である。

このうちB級の事故は3件（前年3件）発生しており、2件が一酸化炭素中毒、1件が酸素欠乏によるものである。

平成25年度事故件数206件の現象別内訳では、漏えいが109件、漏えい爆発・火災が91件、一酸化炭素中毒・酸欠に係るものが6件発生している。

一酸化炭素中毒事故については、平成25年では、死亡者数は2人で平成24年の1人から増加し、症者数は4人で平成24年の37人から33人減少した。症者数は4人と低い状況であったものの、平成24年にそば打ち体験学習の交流施設において1事故で22人の被害者を生じる事故が発生しているように、宿泊施設、飲食店など多くの利用者等がいる業務用施設等でCO中毒事故が発生した場合、その利用者等を含め多数の被害を生じるおそれがある。

一酸化炭素中毒事故の原因を見ると、住宅においては1件発生しており、風呂釜の熱交換器に付着物が堆積し、燃焼効率が低下して不完全燃焼が起こり、一酸化炭素を含む排気が室内に滞留し、消費者1人がCO中毒に至ったものと推定されている。また、業務用施設等においては3件発生しており、いずれも換気扇、排気設備の未使用によるものであった。また、いずれも業務用換気警報器等は設置されていなかった。

平成25年の事故について、原因者別の発生状況をみると、一般消費者等に起因するものが76件、雪害等自然災害に起因するものが39件、その他の事業者等に起因するものが27件、LPガス販売事業者等に起因するものが28件、一般消費者等及びLPガス販売事業者等の両者に起因するものが2件、その他のものが16件、不明のものが18件となっている。最近3年間で比較すると一般消費者等に起因する事故は事故総数の3割を占め、例年同

様、最も大きな割合を占めている。販売事業者に起因する事故は減少しているものの同様の傾向となっている。

2 目 標

事故の発生状況に鑑みれば、高圧ガスに係る保安の確保については、引き続き最大限の努力が必要であり、本年度においては、次の事項を重点目標として、高圧ガス保安活動促進週間を実施し、高圧ガスに係る保安の確保に万全を期すものとする。

(1) 高圧ガス保安法関係

- ① 運転・操作上（ソフト）の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上
- ② 事業所における地震・津波等による大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の推進
- ③ 高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止
- ④ 高圧ガス利用者（特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者）における保安意識の向上
- ⑤ タンクローリ、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
- ⑥ 残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
- ⑦ 高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ① 一般消費者等に対して、液化石油ガス販売事業者等が行っている保安業務の内容、消費機器の維持管理方法、一酸化炭素中毒事故防止対策及びガスが万が一漏えいした場合の適切な対処方法の周知
- ② 業務用厨房等の事故防止対策として業務用厨房の所有者、従業員、アルバイト等に対し、燃焼器具の適切な操作及び維持管理の方法に重点をおいた周知の徹底
- ③ 高齢者及び一人暮らしの消費者に対して、LPガス設備を安全・安心に使用するための保安啓発の実施
- ④ 液化石油ガス販売事業者等に対して、法令遵守、保安機器の期限管理、事故防止対策等の周知の徹底

3 期 間

平成26年10月23日（木）から平成26年10月29日（水）まで

4 実施事項

2に掲げる目標に沿って、高圧ガス保安活動促進週間の期間中に以下の事項を

中心に実施する。

(1) 高圧ガス保安法関係

- ① 各事業所において、危害予防規程や作業手順等関連規定の再確認を行い、高圧ガス保安活動促進週間のポスターの掲示等により、全ての従業員に対し、教育・訓練の重要性を周知するなど自主保安意識の高揚を図るとともに、設備の点検・整備に努め、防災対応行動の再確認と教育・訓練を徹底して行い、保安力の向上に努める。
- ② コンビナート地域において、石油コンビナート等特別防災区域協議会等が中心となり、過去の事故事例等を踏まえ、地震等（平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震を含む。）の大規模災害を含む災害想定等を行い、共同防災訓練を企画し、実施する。また、各コンビナート地域以外の事業所においても、大規模災害を含む災害想定等を行い、防災訓練を実施する。
- ③ 各都道府県は、関係団体と連携し、高圧ガス製造事業所及び容器検査所における設備管理方法の見直し、ヒューマンエラーを原因とする事故の防止に向けた従業員教育の徹底・見直し、大規模事業所であるコンビナート等における漏えい等の未然防止に向けた取組の推進並びに冷凍事業所、コールドエバポレータ及び溶接・溶断作業における保安管理の徹底を図る。
- ④ 各地域防災協議会及び関係団体等は、高圧ガスの利用又は廃棄に係る保安の確保及び保安意識の向上のため、各都道府県及び各産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）と連携し防災訓練・保安講習会等を開催するとともに、特に溶接・溶断、コールドエバポレータ、空調設備等に係る事故事例等を周知し、災害の再発防止を促す。
- ⑤ 各地域防災協議会は、高圧ガスの移動に係る保安確保のため、各都道府県、各産業保安監督部及び関係団体等と連携し、容器転倒を防止するための措置、タンクローリの出発前点検及び液化ガス漏えい時の凍傷等の二次災害を防止するために必要な備品の携行等を徹底する観点から高圧ガス移動保安講習会等を開催する。
- ⑥ 各都道府県は、産業廃棄物処理業者及び廃品回収業者に対し、高圧ガス容器の危険性及び適正な取扱いについて周知し、その徹底を図るとともに、関係団体に対し、放置された高圧ガス容器の回収を徹底させる。
- ⑦ 各都道府県は、高圧ガス販売事業者及び液化石油ガス販売事業者に対し、盗難防止のため容器の管理強化を販売先に周知するよう指導を行う。
- ⑧ 経済産業省（各産業保安監督部を含む。）及び各都道府県は、各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ① 経済産業省（各産業保安監督部を含む。）、各都道府県及び関係団体等は、一般消費者等に対する保安啓発に関するポスターの配布・掲示、ラジ

オ広告を始めとする各種広報媒体を通じた保安啓発活動を実施する。

- ② 経済産業省（各産業保安監督部を含む。）、各都道府県及び関係団体等は、一般消費者及び業務用厨房等の使用者やオーナーに対し、燃焼器具の適切な使用方法やガス漏えい時の対処方法、一酸化炭素の発生原因、業務用換気警報器を設置する意義等を紹介したリーフレット等の配付等による広報、啓発活動等を実施する。
- ③ 経済産業省（各産業保安監督部を含む。）及び各都道府県は、各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

（3）表彰関係

高圧ガスの保安に功労があった者、優良製造所等及び一般消費者等の保安を確保するために自主保安活動を積極的に実施した液化石油ガス販売事業者等に対して表彰を実施する。